

令和6年度 第2回大津市バリアフリー推進協議会

次 第

令和6年9月11日(水)13時30分～
大津市役所 新館2階 災害対策本部室

1 議 題

- (1) 次期バリアフリー基本構想等の移動等円滑化促進地区の設定(案)について
- (2) 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方
- (3) 今後のスケジュール(案)について

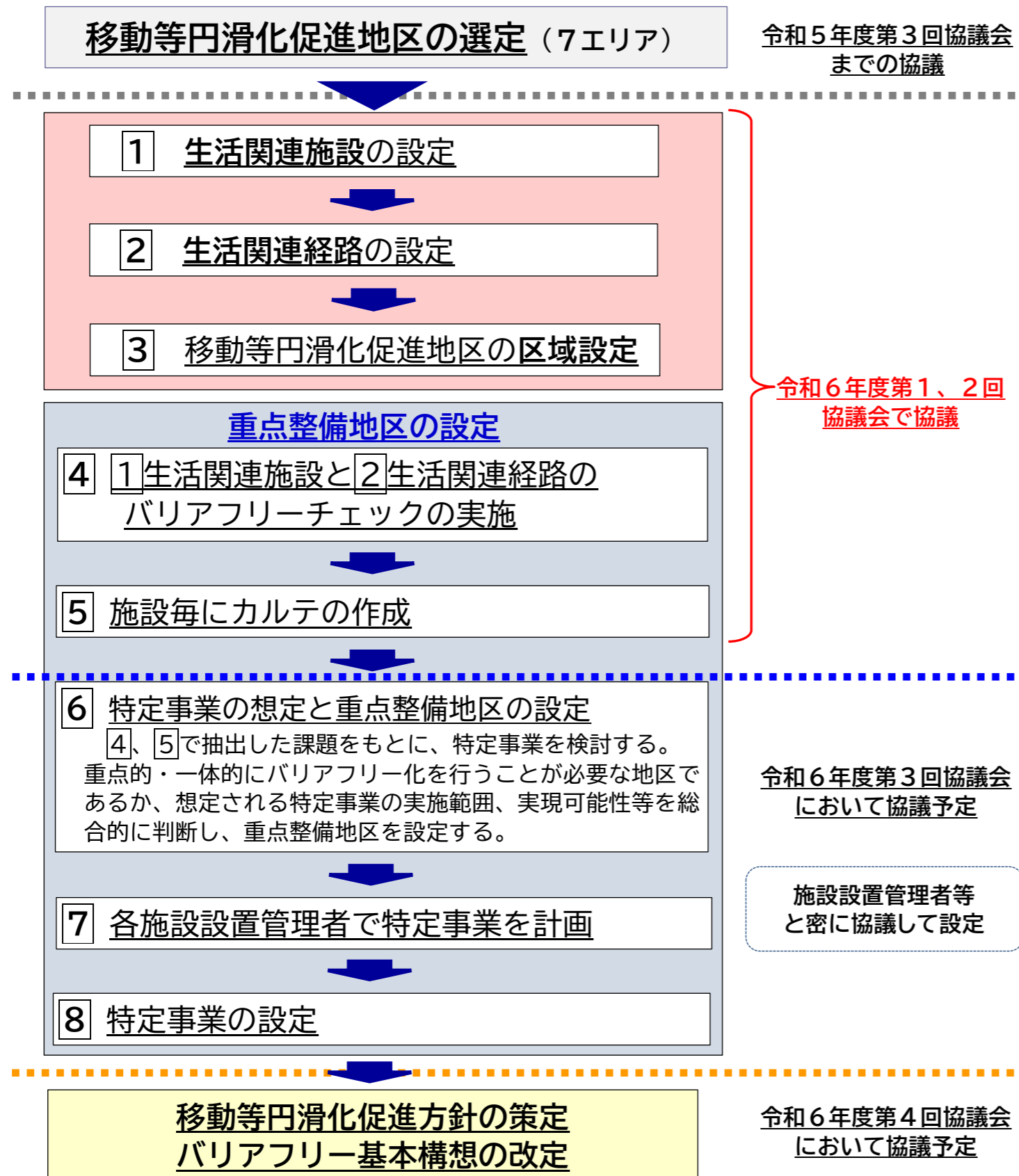
2 その他

【配布資料】

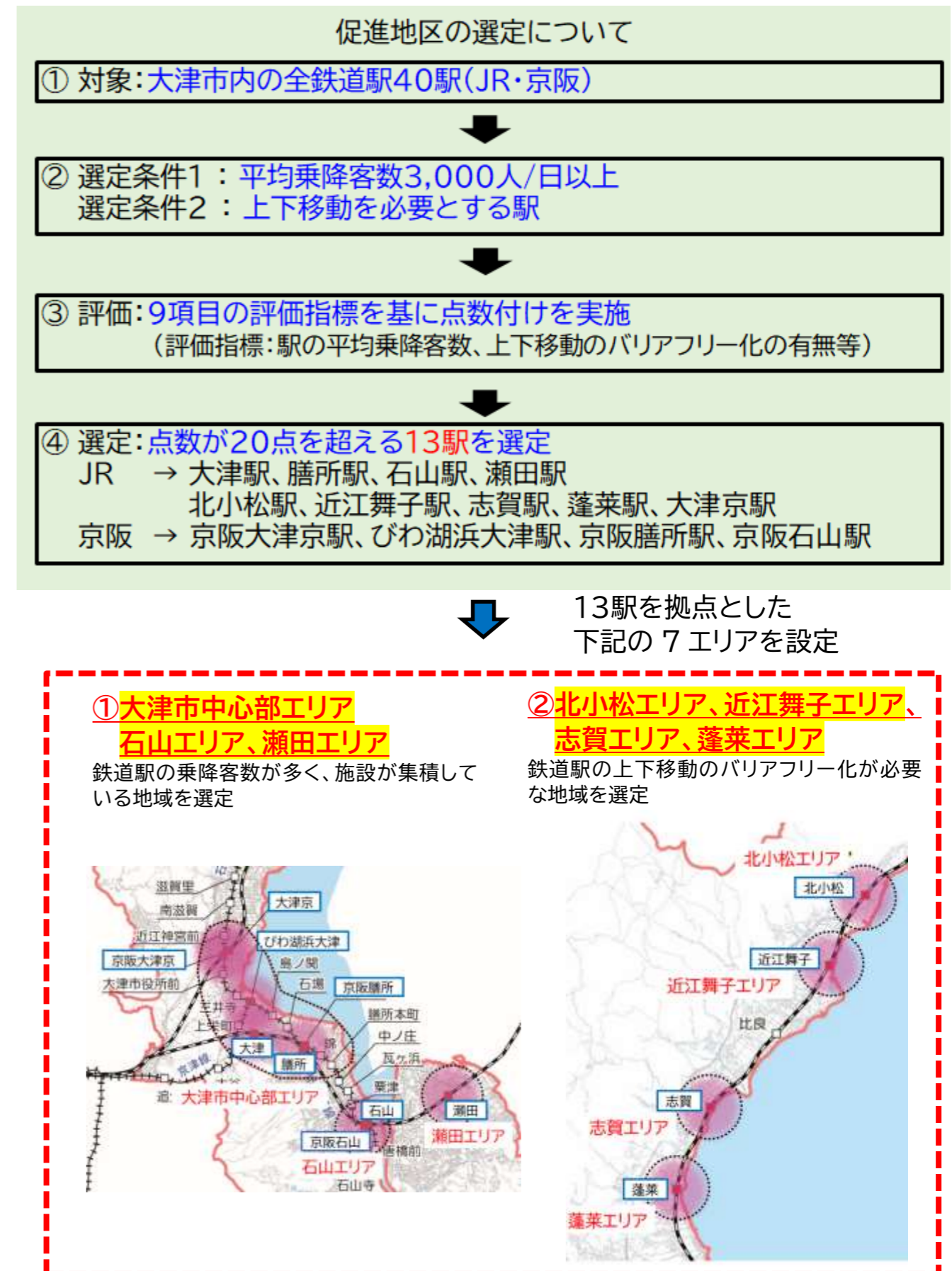
- 1 次第
- 2 令和6年度 第2回大津市バリアフリー推進協議会資料
- 3 出欠者名簿
- 4 令和6年度 構成員名簿(令和6年6月改定)

1 次期バリアフリー基本構想等の移動等円滑化促進地区の設定（案）について

(1) 移動等円滑化促進地区の設定と重点整備地区の設定に向けたフロー



(2) 移動等円滑化促進地区（7エリア）の選定について（令和5年度第3回協議会）



(3)利用者等の意見聴取について

移動等円滑化促進方針の策定やバリアフリー基本構想の改定に向けて、これまでも、まち歩きや関係団体へのヒアリング等を通じて、利用者の意見やニーズの把握に努めてきましたが、さらなる気づき等を得るため、下記のとおり意見を聴取しました。

- ①まち歩き……………P2～P4
- ②バリアフリー推進協議会…P5(左)
- ③意見交換会……………P5(左)
- ④ヒアリング……………P5(右)

① まち歩き

今後の市全域のバリアフリー化の方針を検討するにあたり、まちのバリアフリー化の状況を実際に見て体験することで、バリアフリー化の必要性を理解し、共有することを目的に、協議会構成員等とまち歩きを実施しました。

様々な立場の方々が、様々な視点で施設や経路の点検することで、バリアフリー化に向けた気づきを得ることができました。

・第1回 まち歩き(令和5年度第3回バリアフリー推進協議会で報告)

実施日 : 令和5年(2023年)12月20日(水) 10:00-12:00
対象場所: JR 大津京・京阪大津京駅周辺エリア
参加者 : 12名(協議会構成員、市職員、事務局)

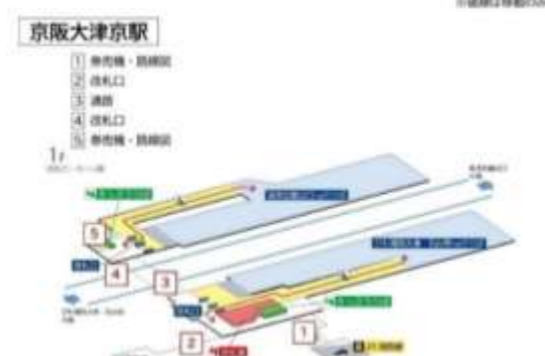


表:まち歩きの意見

箇所	意見
【JR 大津京駅周辺】	
①市道中 1729 号線	・ 車止めの金具の出張りが危険である。 ・ 交差点の擦り付け勾配が大きい。
②大津京駅前交差点	(特になし)
③タクシー乗り場 ④バス停 ⑤市道中 1705 号線 ⑥市道幹 1031 号線	・ 駅前広場出口部の街路樹によって見通しが悪い。 ・ 駅前広場のバス・タクシーの乗降場所と屋根の位置が合っていない。 ・ 駅前広場の障害者用の乗降場所がわからない。 ・ バス停の乗降場所に段差がある。 ・ 集水桝の周囲に段差がある。 ・ 点字ブロックの色がはげている。 ・ 車道と歩道との段差が大きい。 ・ スロープの勾配が大きい。
【京阪大津京駅周辺】	
①(主)伊香立浜大津線 ②交差点(横断歩道)	・ 横断歩道の青時間が短い。 ・ 点字ブロックが色あせている。 ・ 点字ブロックが欠けている。 ・ 舗装の傷み、段差がある。 ・ 歩道のタイルがはがれている。
③市道幹 2128 号線 ④踏切	(特になし)
⑤市道中 1729 号線	※【JR 大津京周辺】①市道中 1729 号線と同内容
⑥皇子が丘公園口交差点	・ 横断歩道に向かう点字ブロックの配置がおかしい。 ・ 横断歩道信号が音響に対応していない。 ・ 押しボタン信号のボタンの位置がわかりにくい。
トイレ	
【JR 大津京駅高架下】	(市管理) ・ トイレに洋式便器がない。 ・ 便器の数が少ない。
駅	
【JR 大津京駅】	・ 券売機は車いす対応ではあるが上の方は手が届きにくい。 ・ 避難経路図の位置が高く向きが違うため見づらい。 ・ 高齢者体験キット利用者の声として、上下移動が大変でエレベーター・エスカレーターの重要性がわかった。 ・ エレベーター・スロープは問題なし。 ・ 無人化されるとサポートが心配になる。 ・ 券売機までの誘導ブロックの配置は良いのか(2本あるうち券売機に行くのは1本のみ)。
【京阪大津京駅】	・ 橋上駅 ・ より上下移動が少ないこのような駅の方が良い。 ・ 駅のホームの誘導ブロックの位置や誘導がわかりにくい。 ・ 券売機は車いす対応ではあるが手が届きにくい。 ・ 券売機がタッチパネルだと視覚障害者が買えない。

・第2回 まち歩き

次期バリアフリー基本構想においては、重点整備地区内の生活関連施設として、公園施設や運動施設を含むことが想定されることから、公園のバリアフリーに関する知見等を得るため、皇子が丘公園体育館及び皇子が丘公園を対象に、まち歩きを実施しました。

実施日 : 令和6年(2024年)8月19日(月) 10:00-12:00
対象場所 : 皇子が丘公園体育館・皇子が丘公園
参加者 : 17名(協議会構成員等、市職員、事務局)

ア まち歩きの前に

(ア) 利用実態ヒアリング

施設の改善方法や整備手法の優先度を検討するために、障害者の方が、普段どのように公園や体育館を利用しているかヒアリングをしました。

ヒアリング項目	回答	
普段どのように体育館や公園を利用していますか。	体育館	・グラウンドゴルフ ・卓球 ・車イスバスケ
	公園	・散歩
今後、どのような点をバリアフリー整備すると、利用しやすくなりますか。	体育館	・バリアフリートイレの整備 ・駐車場のバリアフリー区画の利便性向上 ・駐車場から目的地までの動線の整備 ・トイレまでの動線の整備 ・視覚障害者用の道具(卓球・バレー・野球等)があると良い
	公園	・バリアフリートイレの整備 ・駐車場のバリアフリー区画の利便性向上 ・駐車場から目的地までの動線の整備 ・トイレまでの動線の整備
その他	・テニスコートやプールの利用実態の把握が必要 ・におの浜ふれあいスポーツセンターには視覚障害者用の卓球台がある。	



(写真:資料の説明・ヒアリング状況写真)

(イ) バリアフリーチェックにおける情報共有

本市障害福祉課が取りまとめる「障害者に対する合理的配慮の提供事例集」を参考に、これまでに蓄積された公共施設におけるバリアフリーチェックでの視点や気づきなどの情報共有を図りました。(下記資料:当日資料)

4. 合理的配慮の提供事例集よりチェックする上での視点

大津市障害福祉課・大津市障害者差別解消支援地域協議会・大津市障害者自立支援協議会差別解消部会が共同で作成した、提供事例集をもとに、公共施設のバリアフリーチェックをした際の気づきを整理し、今回のバリアフリーチェックにおける視点を例示します。

場所	項目	チェックの視点
施設全体	構造	誘導標示配置・色は適切か 車椅子の転回空間は十分か 手すり有無・位置・高さは適切か →P35 写真③ ドアの構造・配置は適切か(自動ドア・引き戸が望ましい) 導線の確保ができていないか 通路幅・勾配は適切か、スロープの有無・幅・勾配は適切か 床面素材は滑りやすくないか
	案内	障害の特性に応じた誘導ができていないか(触知案内板 →P34 写真②) 案内板が分かりやすく、見やすいものか 災害時の警告表示・避難誘導標示の有無
エントランス	案内	施設案内表示の有無 インターホンの有無
受付	配慮	泥除けマットの有無(杖が引っ掛かり危ない、車イスが)
居室	案内	車イススペースの表示の有無(明示)
	構造 障害物	壁紙は適切か(縦縞だと手話が見にくい) 移動に支障をきたす物がないか
便所 更衣室 シャワールーム	案内	緊急時呼び出しボタンの有無 多機能トイレの表示の有無 使用中表示の有無
	配置	多機能トイレは誰もが入りやすい場となっているか →P35 写真④ (入口が女子トイレの中にある等)
駐車場	構造	手洗いの高さ・鏡の配置
	機能	おむつ換え対応 オストメイト対応
エレベーター	案内	障害者区画の案内 インターホンの案内
	構造	障がい者用区画の有無・表示・位置・台数 P41 写真⑥
階段	構造	操作盤ボタン配置・配慮 階段の滑り止めの有無 滑り止め配色は適切か(黄色が見やすい) 蹴上、踏み面が適切か(1段が高すぎないか等)
	構造	路面表示が見やすいものか(消えていないか)
その他		自動販売機の車いす対応か 建物全体の照明は適切か



イ まち歩きの実施

(ア) 皇子が丘公園体育館

皇子が丘公園体育館では、事務所までの動線やトイレまでの動線など、事前のヒアリングで得られた意見を参考に、バリアフリーチェックを実施しました。



(イ) 皇子が丘公園

皇子が丘公園は広大な公園であるため、特に、利用頻度が高い駐車場からの動線を中心に、バリアフリーチェックを実施しました。

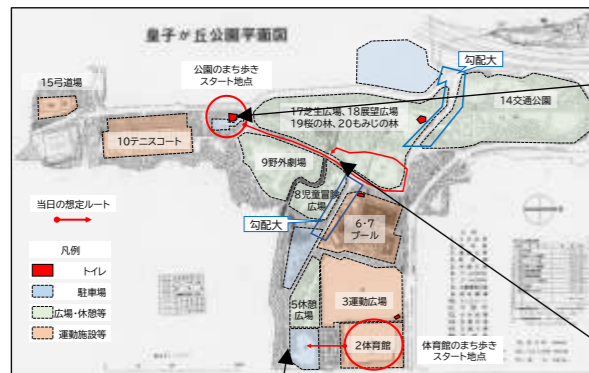


表:まち歩きの見

箇所	意見
皇子が丘公園体育館	<p>【入口・玄関】</p> <ul style="list-style-type: none"> →点字ブロックで誘導しているドアが閉鎖されている。 →泥落とし用のマットの収まりが悪く段差になっている。 →排水口のグレーチングによる段差がある。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> →洋式トイレは横向きより縦向きが使いやすい。 →トイレの入り口のスリッパが支障となる。 →多目的トイレという名称は使わないほうがよい。(バリアフリートイレ) →多目的トイレが狭く使いにくい。 →「使用中」のランプが出て、すぐに消えない。 <p>【更衣室】</p> <ul style="list-style-type: none"> →台があって使いやすい(高さも適切)。 →車いす利用者は着替えの際に擦れることがあるため、座布団のようなものがあると良い。 <p>【競技場】</p> <ul style="list-style-type: none"> →競技スペースは、特に問題ない。 →観覧席に上がるエレベーターがあると良い。 <p>【各動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> →貴重品ロッカーの下の方は使いにくいのではないか。 →館内案内板の文字が見にくい。 →館内案内板は誰もが使えるものになっていない。 →全体的に広く、移動がしやすい。 <p>【アプローチ】</p> <ul style="list-style-type: none"> →スロープに手すりが無い。 →グレーチングの目が大きい。 →木の根によって舗装に段差が生じている。 →コンクリート蓋とタイルに段差がある。 →車止めが支障になる。 <p>【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> →車いすの乗降時には一定のスペースがいるという視点で、駐車区画を考える必要がある(優先駐車場も併せた駐車区画の検討が必要)。 →ラインが消えかかっている。
皇子が丘公園	<p>【障害者専用駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> →使用するにはバリケードを移動する必要がある。 →舗装の状態が悪い。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> →点字ブロックの誘導があると良い。 →洋式トイレは横向きより縦向きが使いやすい →多目的トイレが狭く使いにくい <p>【園路】</p> <ul style="list-style-type: none"> →タイル(修景舗装)であると車いすの移動が難しい。 →ベンチと通路に段差がある。 →仕方がないが、勾配がきつい。 →電話ボックスと通路に段差がある。 →園路は広い。

② バリアフリー推進協議会

令和4年度から前回協議会までにいただいた主な意見は、下記のとおりです。

・大津市バリアフリー推進協議会(計6回)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2回	3回	1回

※令和6年度は全4回の開催を予定

・協議会での主な意見

視点	意見
【優先度について】	利用者数が少ない駅(配置されている人員が少ない駅)は、誰もが利用ができるよう、上下移動に係る施設整備や、障害に応じた案内設備の整備等を進めてほしい。観光地のバリアフリー化の視点も取り入れてほしい。
【整備について】	休憩できる場所も必要ではないか。 IT等の新しい技術の導入も検討してほしい(高度化点字ブロック等)。 歩道内の電柱を鮮やかな黄色で着色してほしい。 歩道内の電柱を分かりやすくするよう、前後に点状ブロックを3枚程度設置することも有効。
【情報提供について】	バリアフリーマップの作成を検討してほしいか。 バリアフリー化できていないルートへの明示も必要ではないか。
【その他】	整備だけでなく、その維持管理もしっかりしてほしい。

③ 「次期バリアフリー基本構想等」の策定に係る意見交換会

大津市バリアフリー推進協議会において協議を進める「次期バリアフリー基本構想等」の策定に係る意見交換会を、下記のとおり実施しました。

・意見交換会(計3回)

	障害者団体	高齢者団体	市民団体
令和6年度	1回	1回	1回



・意見交換会での主な意見

視点	意見
【情報収集について】	バリアフリーについてどこへ、また、どのように要望を伝えたらよいか示してほしい。 バリアフリーについて意見を言える場があるとよい。
【情報提供について】	促進方針、基本構想について、だれもが分かりやすく、見やすい資料を作成してほしい。

④ 関係団体ヒアリング

高齢者・障害者団体等にさらなるヒアリングを、下記のとおり実施しました。

・関係団体等へのヒアリング(計11回)

	障害者団体	高齢者団体	市民団体
令和5年度	1回	1回	1回
令和6年度	6回	1回	1回
計	7回	2回	2回

・ヒアリングでの主な意見

視点	意見
【優先度について】	車いす利用者は、車を使って移動する人が比較的多い。 バス停留所に視覚障害者誘導ブロックの設置をしてほしい。(写真-1) 避難所までの動線は、特に重要な経路と考えている。 病院、銀行、郵便局、スーパーマーケット、コンビニの施設をよく利用している。
【整備について】	多目的トイレが普及し、機能を集約した結果、障害者が使えないことが多い。 トイレの便器と壁のコントラストを付けてほしい。(便器の場所が分からない) 車いす利用者としては、タイルの歩道は移動しにくい。(小さい段差でも支障になることも) 外側線の色や厚み、道路舗装の材料の違い等から外側線を認識できる方もいるため、視覚障害者の方に対して、外側線の設置は安全対策として有効である。 車いすを利用したUDタクシーの乗車は時間がかかる。乗車する上では、車両に課題を感じる。 鉄道駅周辺に福祉施設を集約してほしい。 宿泊施設ではバリアフリールームがあるところも多いが、一般客室の改修によって、以前よりも使いづらくなってしまったことがある。
【情報提供について】	オストメイトのマークを間違えて表示しているところがある。 バリアフリー設備が整備されていても情報を得る場がないとあまり意味がない。
【その他】	障害者の視点で施設や経路をチェックした結果を見ると、普段気づかない点が多くあるように感じた。こうした視点で得られた意見を活用していくことが必要である。 視覚障害者の方がバスを利用する際は、バス停が上下線ある場合でも、一方のみを使う方もいる。(バス路線が環状線(ループ)している場合)



(写真-1 バス停までの誘導例(案):視覚障害者誘導ブロック(点状)を横断的に設置)

(4)利用者等の意見反映について

(3)で得られた利用者の意見や気づきを反映するため、下記の視点を踏まえて促進方針・基本構想を策定(改定)していきます。

- ・新たな視点の気づきを整備に反映
→視覚障害者の方に対して、外側線の設置は安全対策として有効である。
- ・トイレ、駐車場、案内設備を優先的に対策
→使いたいときに使える環境にしていくことが重要である。
(例:優先駐車区画も併せて整備。トイレ機能の分散。)
→トイレ、駐車場、案内設備に関する要望が多い。
- ・障害の特性に応じた整備
→誰もが利用できるということが重要である。
→施設整備での対応が難しい場合は、人的対応等も検討
(合理的配慮の提供など)
- ・様々な意見を得る手段を検討
→意見交換会では個別的な場所の意見も多く得られた。
→どのように要望を伝えてよいかわからない。
- ・整備を必要としている個別箇所の把握手段を検討
→大津視覚障害者協会のお知らせに掲載いただき、
8件の要望が得られた。
→写真-1で紹介した誘導例を具体的に教えてもらうことができた。
- ・バリアフリーマップの作成を検討
→施設があっても情報が得られない。
- ・高齢者、障害者に対する情報発信の方法の検討
→誰もが得られる情報発信の手法・わかりやすい内容等を検討



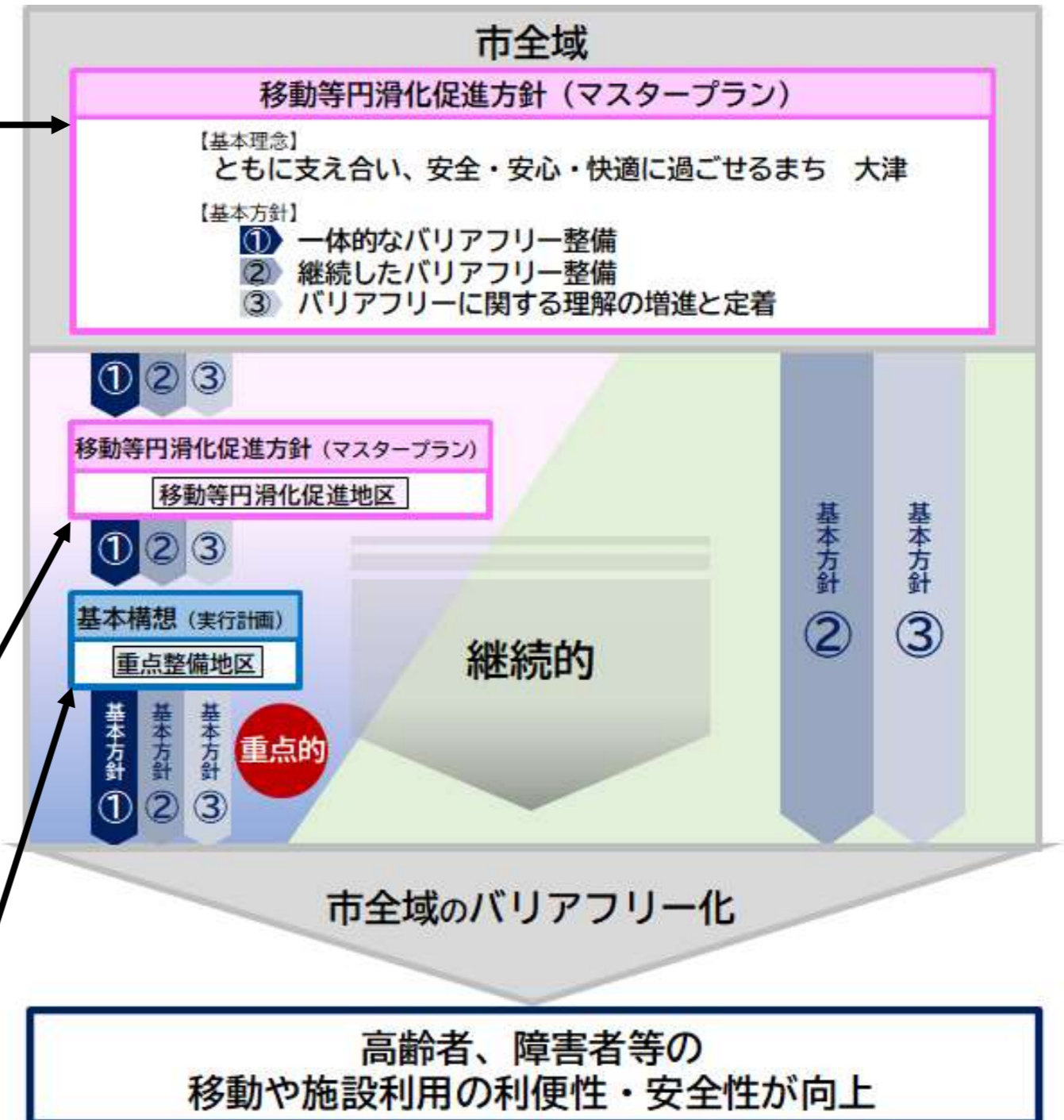
図:車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の違い



写真:トイレの機能分散の例

- ・延べ床500㎡以上の金融機関を生活関連施設に追加
→金融機関への要望が多かったため、500㎡以上に施設に要件を変更。
- ・地区内の福祉避難所を追加
→災害時の視点も考慮してほしい。

- ・チェックシートの充実化
→得られた気づきを踏まえ、利用者目線でのチェックを、誰もができるようにマニュアル化を図る。
- ・得られた意見もとに特定事業を抽出
→得られた意見や気づきを施設設置管理者と共有し、特定事業の設定を目指す。



(5) 地区毎の移動等円滑化促進地区の設定(案)について

① 大津市中心部エリア(JR 大津駅・びわこ浜大津駅周辺)

- ・地区の連続性を考慮し追加した経路
- ・施設の追加に伴う経路

- ・金融機関の追加(500㎡以上)
- ・宿泊施設の追加(2000㎡以上)
- ・福祉避難所の追加



①視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪い



今回追加した施設・経路の凡例

- 追加施設
- 追加生活関連経路
- 追加準生活関連経路

凡例

● 交通拠点	● 宿泊施設	→ JR
● 公共施設	● 商業施設	→ 京阪
● 病院	● 都市公園	□ 駅
● 教育施設	● 路外駐車場	□ 大津市
● 金融機関		
□ 移動等円滑化促進地区	□ 重点整備地区	
— 生活関連経路	— 準生活関連経路	



④歩道舗装(インターロッキング)の段差



②視覚障害者誘導用ブロックの配置が違う



⑤街路帯の撤去



③歩道舗装(石板)のがたつき



⑥エスコートゾーンの破損

② 大津市中心部エリア(JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺)



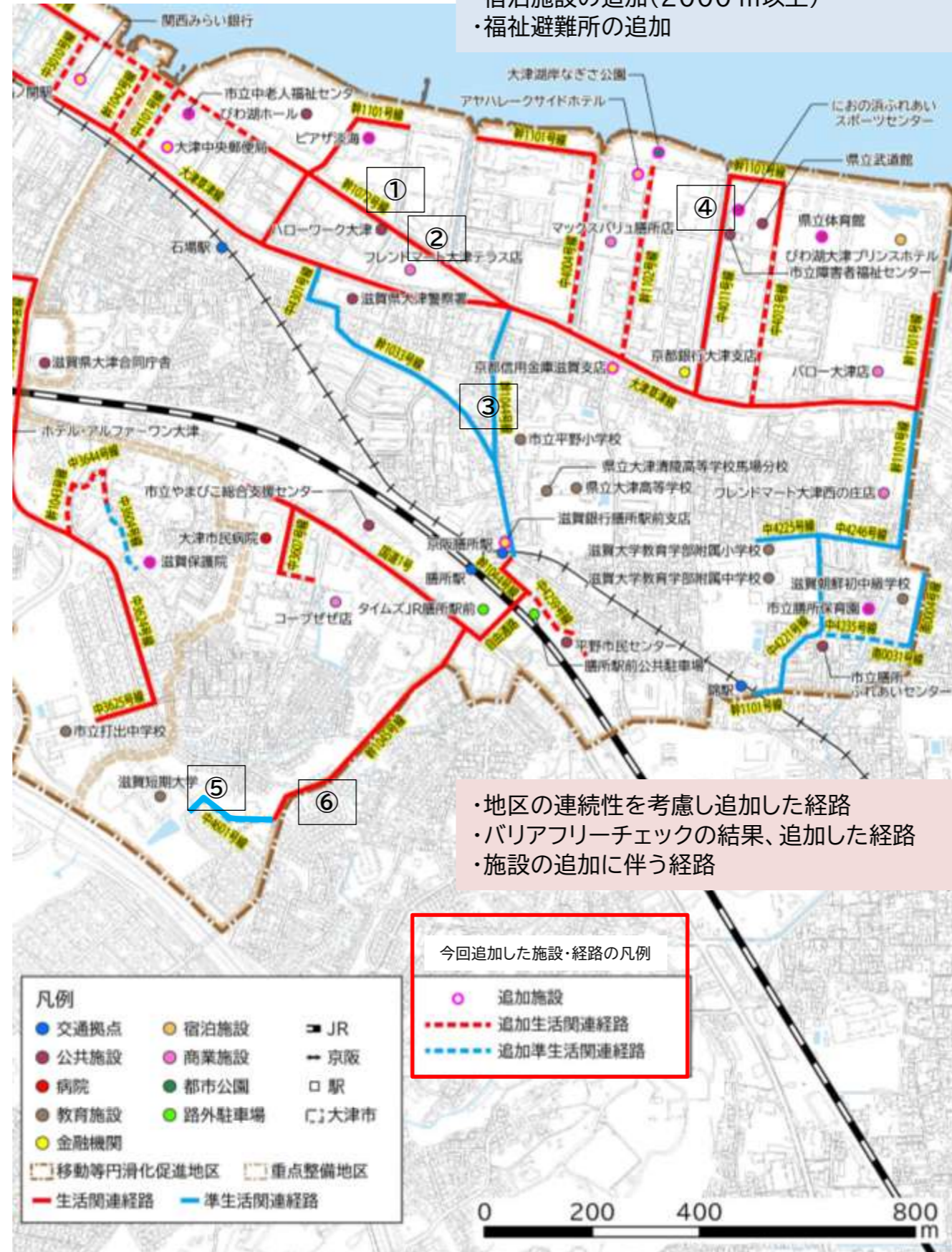
①視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪く、配置も違う



②休憩施設の活用



③グレーチングの網目が大きい



④案内看板が有効幅員を侵している



⑤外側線がない



⑥歩道舗装(アスファルト)の状態が悪い

③ 大津市中心部エリア(JR 大津京駅・京阪大津京周辺)



①歩道舗装(アスファルト)の状態が悪い



②歩道舗装(アスファルト)の状態が悪い



③視覚障害者誘導用ブロックの破損、視認性が悪い



④街路樹が有効幅員を侵している



⑤バス停に視覚障害者誘導用ブロックの設置なし



⑥外側線がない

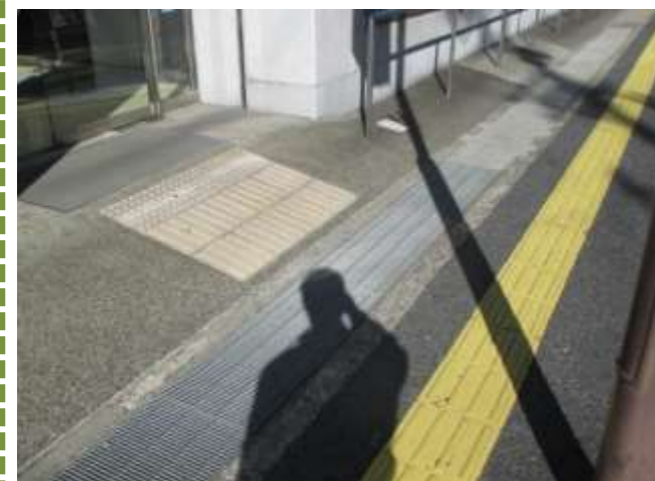
④石山エリア(JR 石山駅・京阪石山駅周辺)



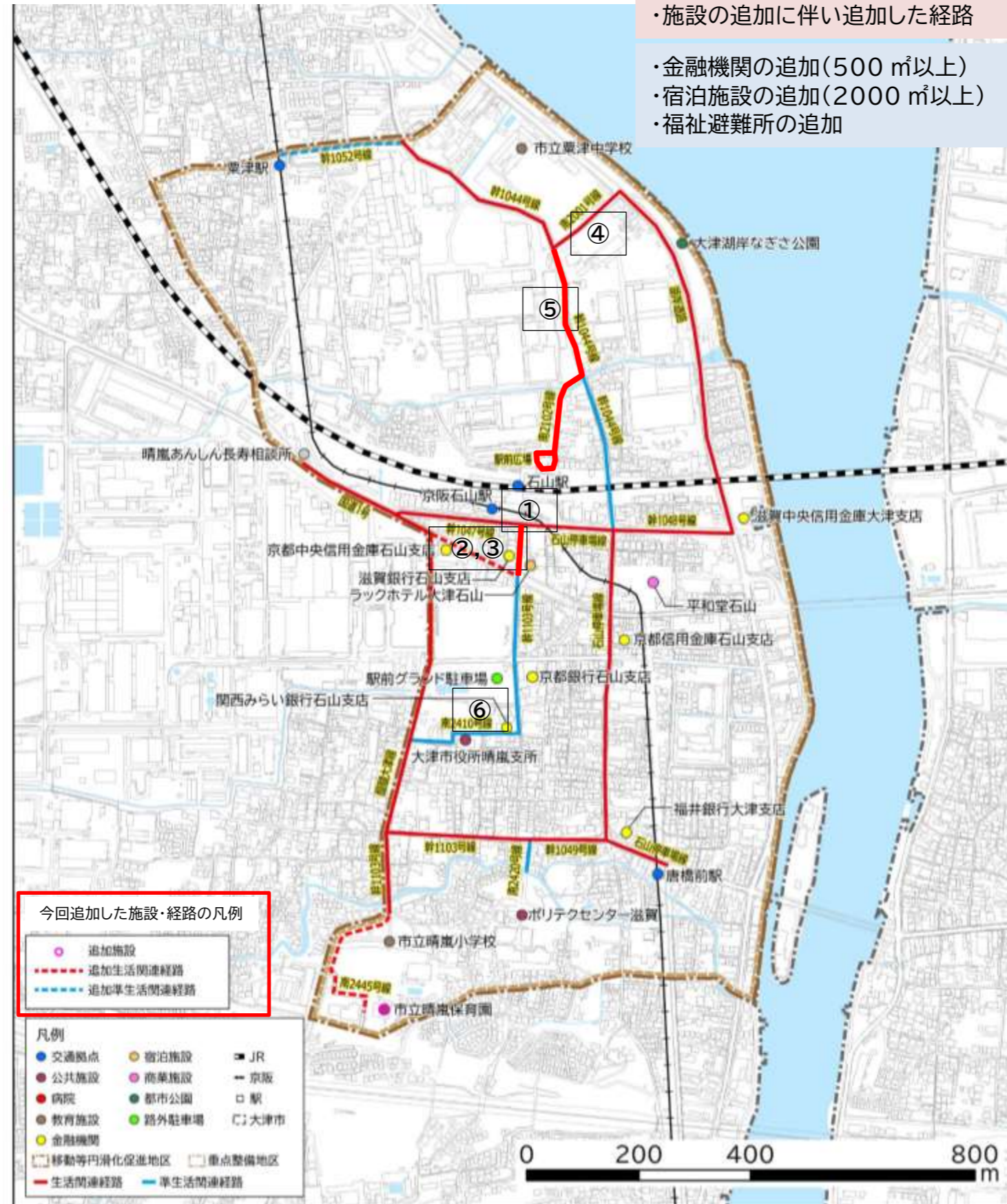
①視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪い



②横断勾配が大きい



③施設との連続性がない



④歩道が狭い



⑤歩道狭い



⑥外側線なし

⑤ 瀬田エリア(JR 瀬田駅周辺)



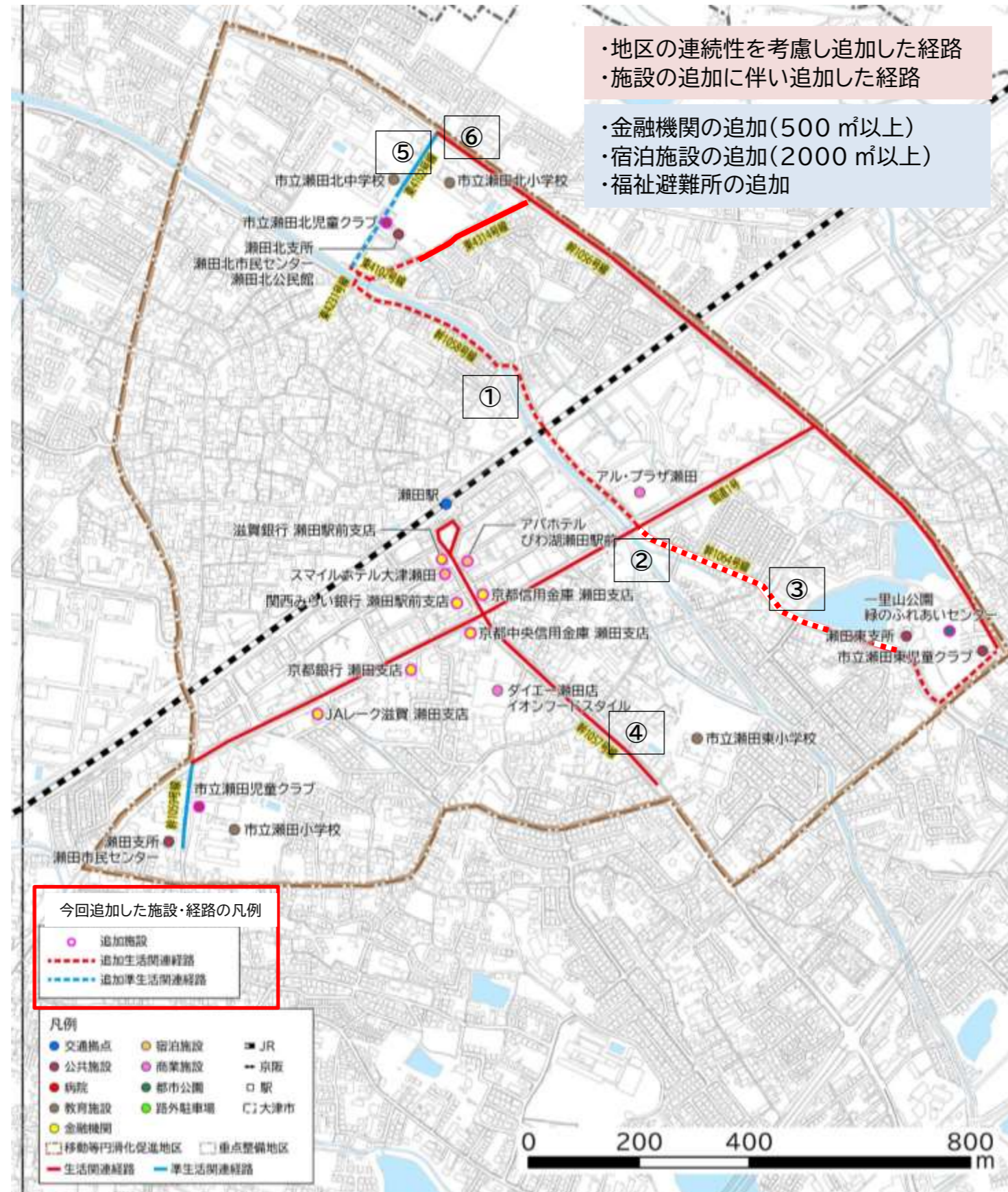
①視覚障害者誘導用ブロックの設置なし



②歩道の幅員が狭い



③視覚障害者誘導用ブロックの連続性がない



④視覚障害者誘導用ブロックの連続性がない



⑤外側線が消えかけている



⑥歩道の中に街路樹帯が設置されている

⑥北小松エリア(JR 北小松駅周辺)



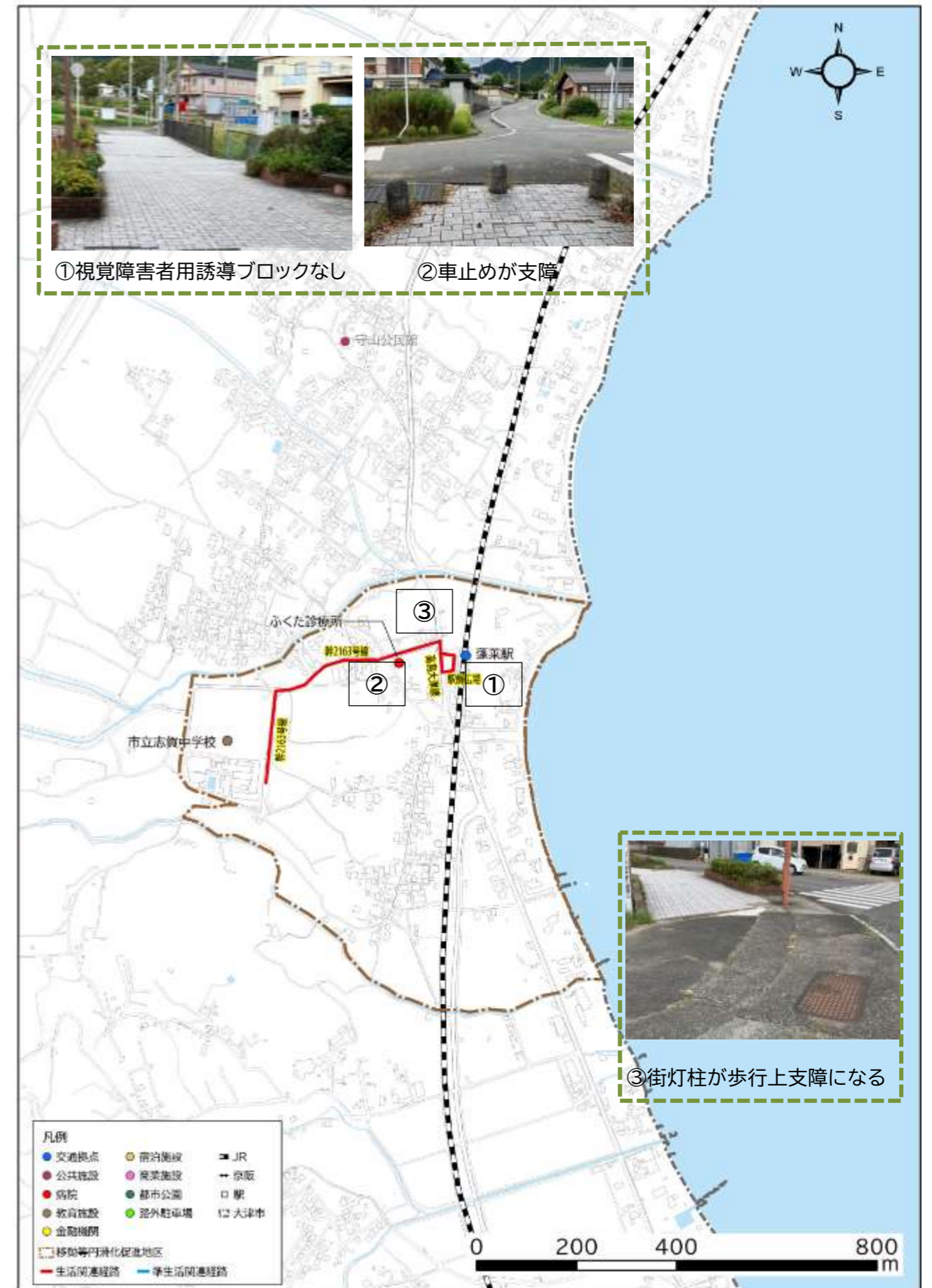
⑦近江舞子エリア(JR 近江舞子駅周辺)



⑧志賀エリア(JR 志賀駅周辺)



⑨蓬萊エリア(JR 蓬萊駅周辺)



2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方

(1) 特定事業の位置付けと評価の考え方について

① 特定事業とは

バリアフリー法第2条で定める6つの主なハード整備に関する事業(※1)とバリアフリー法の改正(令和2年)により創設されたソフト対策に関する事業(※2)を指し、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成と、それに基づく事業実施の義務が課せられます。

【特定事業の種類】※1 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全施設特定事業
※2 教育啓発特定事業

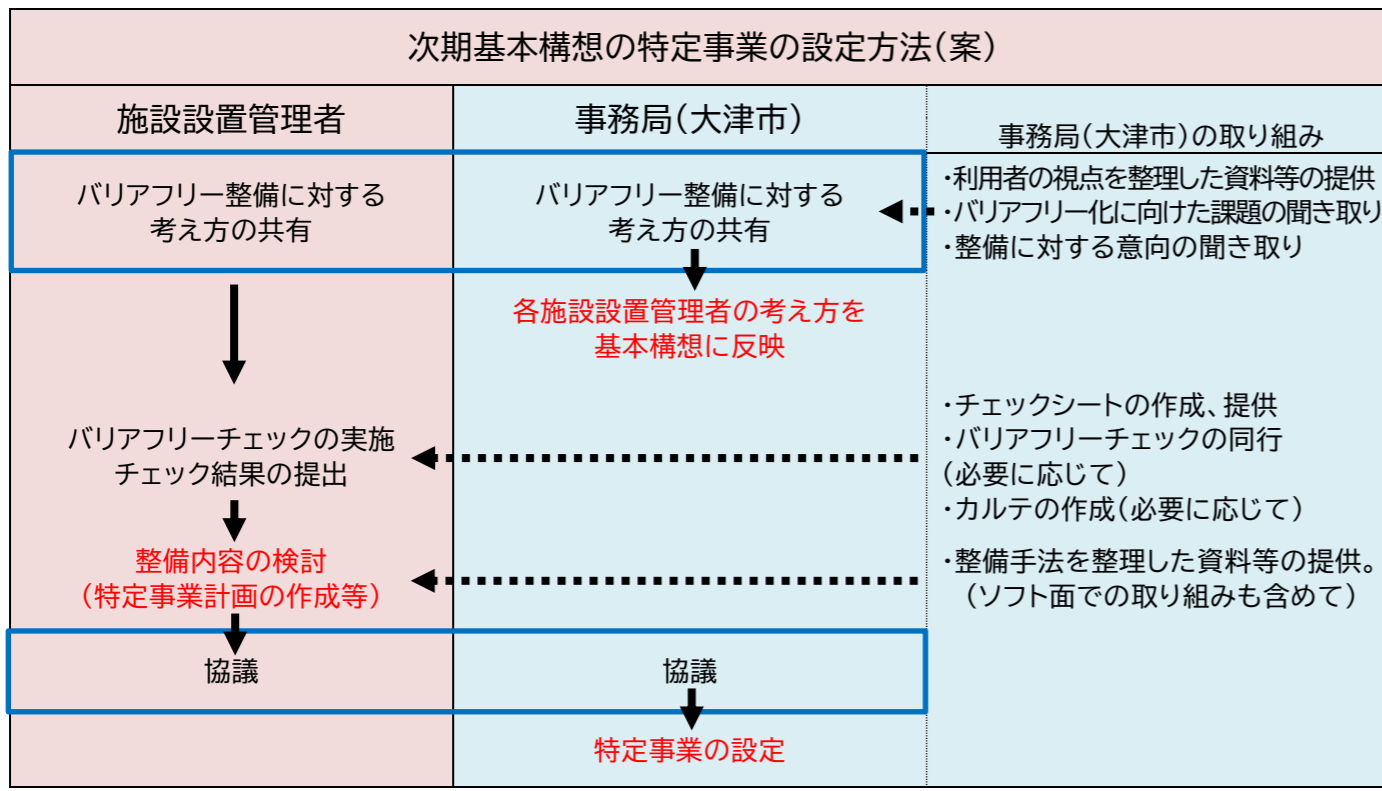
② 特定事業の設定方法(案)について

生活関連経路は、現行の基本構想と同様に、事務局でバリアフリーチェックを実施し、カルテを作成します。しかし、生活関連施設は、様々な固有の要素(施設規模・用途・財政面の負担・施設改修計画等)があるため、**整備の優先度や方法等が施設によって異なります。**

次期基本構想の特定事業の設定では、施設設置管理者の意向をしっかりと把握するため、以下のとおり作業を進めることを検討します。

■生活関連施設の特定事業の設定における考え方

- ・施設設置管理者自らがバリアフリーチェックを実施し、施設の現状把握することが重要
- ・大規模な改修だけでなく、ソフト対策を含めた施設に応じた取り組みを特定事業として設定することが重要



③事業の評価の考え方について

現行の基本構想では、設定した特定事業に対して、完了した整備事業を把握し、整備率を算出してきましたが、次期基本構想では、**整備後のバリアフリー施設の維持管理や、ほかの整備に広げていくことも重要**と考えています。

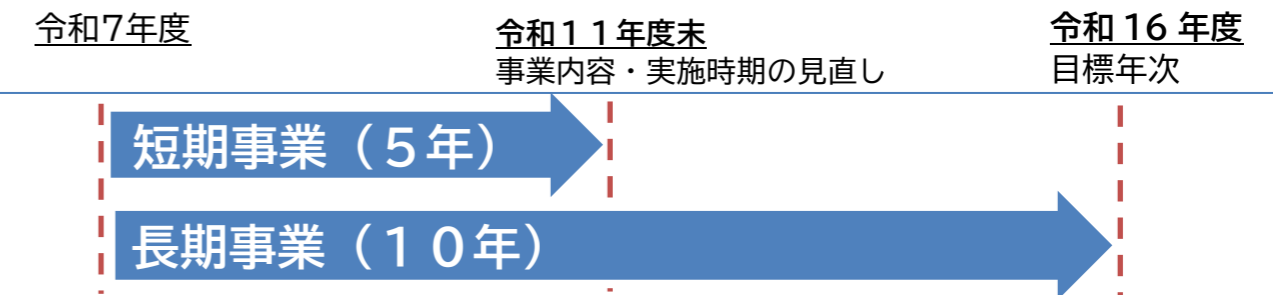
特定事業の完了でバリアフリーの整備が完了とならないよう、評価指標についても現行の基本構想と違った視点も検討します。

(2) 事業目標年次について

①事業目標年次について

バリアフリー法では、概ね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用状況や重点整備地区におけるバリアフリー化の整備状況等を把握・評価し、必要に応じて基本構想を変更することとされています。

現行の基本構想の事業進捗を踏まえ、短期的に整備可能な事業を概ね5年、長期的な整備事業を概ね10年とし、5年後に見直し等を実施する想定で、目標年次を下記のとおり検討します。(状況によっては5年以内に改定することも検討します。)



3 今後のスケジュール(案)について

	令和5年度									令和6年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会																					
市議会報告																					
パブコメ																					

●

●

●

●

●

●

第1回(7/26)
①現基本構想の事業進捗状況の報告
②次期基本構想等の策定スケジュールの説明 など

第2回(11/8)
①次期基本構想等の策定の進め方
②移動等円滑化促進地区候補の中心となる拠点(案)の抽出 など

第3回(2/9)
①移動等円滑化促進方針(案)の設定
②移動等円滑化促進地区(案)の選定、生活関連施設、生活関連経路、区域(案)の設定 など

第1回(5/29)
①促進地区(案)の選定と設定に係る協議
②重点整備地区(案)の設定に係る協議

第2回(9/11)

第3回(11月中)

第4回(2月中)

促進方針の策定・基本構想の改定

今年度のスケジュール(案)

令和6年5月29日 第1回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)の選定と設定に係る協議
- ・重点整備地区(案)の設定に係る協議

9月11日 第2回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

11月頃 第3回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

12月頃 パブリックコメントの実施(1か月間)

令和7年2月頃 第4回バリアフリー推進協議会

- ・パブリックコメントの結果報告
- ・最終案の確認

3月頃 促進方針の策定、基本構想の改定